官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔法　律〕
○土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（五二）　二
〔政　令〕
○砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令の一部を改正する政令（二三〇）　三
○平成二十二年十月十八日から同月二十五日までの間の豪雨による鹿児島県奄美市等の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（二三一）　三
〔省　令〕
○会社計算規則及び電子公告に関する登記事項を定める省令の一部を改正する省令（法務三七）　四
〔告　示〕
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（金融庁・法務・財務八）　四
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委五二）　四
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（経済産業二四五）　四
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（同二四六）　四
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件（同二四七）　四
○土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件（国土交通一三七九）　五
○登録住宅性能評価機関の代表者の氏名等を変更した件（同一三八〇、一三八一）　五
○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同一三八二～一三九一）　五
○登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う事務所の所在地等を変更した件（同一三九二）　六
○登録住宅性能評価機関の評価の業務を行う事務所の所在地を変更した件（同一三九三）　六
○都市計画に関する件（近畿地方整備局二三六～二三八）　六
○道路に関する件（四国地方整備局一一四）　六
〔国会事項〕
内閣　外務省　海上保安庁　七
〔人事異動〕
〔皇室事項〕　四
〔官庁報告〕
官庁事項
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　四
労　働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　四
最低賃金の改正決定に関する公示（山形労働局最低賃金公示二～五、茨城同二～五、群馬同二～五、長野同四、奈良同二～四、大分同二～七）　五
〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し、国営赤川二期土地改良事業計画、国営印旛沼二期土地改良事業計画、建設業の許可の取消処分関係　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　八
会社その他
会社　八

本号で公布された法令のあらまし

◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第五二号）（国土交通省）

1　目的に、重大な土砂災害の急迫した危険がある場合において避難に資する情報を提供することを加えることとした。（第一条関係）

2　土砂災害の発生原因に、河道閉塞（そく）による湛（たん）水（土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。以下同じ。）を加えることとした。（第二条関係）

3　都道府県知事は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されるものとして政令で定める状況があると認めるときは、これらの自然現象を発生原因とする重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため必要な調査（以下「緊急調査」という。）を行うものとすることとした。（第二六条関係）

4　国土交通大臣は、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害の急迫した危険が予想されるものとして政令で定める状況があると認める場合であって、土砂災害の発生原因である自然現象が緊急調査を行うために特に高度な専門的知識及び技術を要するものとして政令で定めるものであるときは、緊急調査を行うものとすることとした。（第二七条関係）

5　都道府県知事又は国土交通大臣による緊急調査のための土地の立入り等について必要な規定を整備することとした。（第二八条関係）

6　都道府県知事又は国土交通大臣は、緊急調査の結果、土石流、地滑り又は河道閉塞による湛水の発生により一定の土地の区域において重大な土砂災害の急迫した危険があると認めるとき、又は当該土砂災害が想定される土地の区域